

「故・村瀬嘉代子先生を偲んで

～社会的養護における子どもの養育を考える～」

講演録画 村瀬嘉代子 「社会的養護における心理職の役割」

〔2022年1月30日第4回 FLEC フォーラム特別講演早稲田大学大隈講堂・オンライン〕



鼎 談

花田 悦子

(児童養護施設「報恩母の家」施設長)



北川 聡子

(社会福祉法人麦の子会 理事長、
日本ファミリーホーム協議会 会長)

相澤 仁

(共同代表／
山梨県立大学・大分大学 特任教授)



鼎 談

相澤：皆様、今ご覧いただきました映像を通して、改めて村瀬嘉代子先生の温かさ、子どもやその養育に対する深い愛情や見識を感じられたのではないかと思います。村瀬先生は生涯にわたり臨床心理学の発展に尽力され、子どもたちの心のケアにおいて、特に社会的養護の子どもたちの養育やケアについて多くの示唆を与えてくださいました。この功績に感謝し、ここで改めて哀悼の意を表したく存じます。つきましては、村瀬先生のご冥福をお祈りし、皆様とともに黙とうを捧げたいと思います。ご起立をお願いいたします。それでは村瀬先生への感謝と哀悼の意を込めて黙とうを捧げます。黙とう。

---- 黙とう ----

黙とう、終わります。ありがとうございました。どうぞ着席ください。

それでは、村瀬嘉代子先生が力を注がれた社会的養護の子どもたちの養育について、鼎談形式で考えていきたいと思います。本日、鼎談をしていただく方は、児童養護施設報恩母の家 施設長の花田悦子さん。社会福祉法人麦の子会理事長、日本ファミリーホーム協議会 会長の北川聡子さんです。進行役は、私、相澤が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。まず初めに、この録画を見ての感想をお二人から聞かせていただこうと思います。花田さんからお願いします。

花田：今日、フォーラムにご参加の皆さんの中にも村瀬先生とご親交があった方、ご縁の深かった方、いらっしゃると思います。そのような中、僭越ではございますが、私の話というよりは、私が今までいただいた村瀬先生のお言葉を思い起こし、皆さまと共有できれば幸いです。全国児童養護施設協議会では、養育の本質について施設養育を通して伝えるために本を出しています。1冊目が『この子を受けとめて、育むために』、それ以降3冊の養育本が出されましたが、その3回について編集委員としてご一緒させていただきました。そういうご縁もありまして、今日この場に呼んでいただいたと思っております。

このフォーラムが決まった12月の中旬ぐらいに、村瀬先生から「私、こういう話をしようと思うの」とお電話をいただきました。村瀬先生のお話には、いつも自分が出

会った子どもたちから学んだこと、そして子どもたちから受け取った様々なことが、ちりばめられています。村瀬先生とお電話したときも、いつもと変わらず、先ほどの録画講演のような子どもたちの出会いについて、今日この場で語りたいたいとおっしゃっていました。本当に、今日この時間が持ててよかったなと思っています。

講演冒頭、子どもの施設を訪問したときに、「馬飛びしようよ」って子どもが村瀬先生に話かけて、村瀬先生が子どもの背の高さで、自分は体験したことないけれども、子どもの背の高さに合わせて馬になったという話が、もう村瀬先生の全てを表しています。子どもを支援するというのは、子どもを支えるというのは、まず子どもたちを知るところから、そして子どもたちの生活に馴染むところから、という、本当に村瀬先生らしいエピソードです。よくほかの施設にも行かれていたんですけど、まずは掃除から入ったとか、まずはトイレ掃除からしたとか、お聞きしたことがあります。そこで、「むらおばさん」と子どもたちから声をかけられたりしたそうです。そういう、村瀬先生自身がまずは子どもと同じ目線に立って、そこからスタートされる、そういう方でした。そして、「生活を抜きにして子どものことは語れない」ともおっしゃっていました。24時間の子どもの生活について、そばにしながら感じたことを大切にされていました。子どもの声を拾い、子どもがどう思っているのか、子どもがどんなふうに生きたいのかということ、子どもたち自身がどう考えているのかというのを、村瀬先生はいつも感じながら、子どもたちのいろいろなことを支えていらっしゃるのだと思います。

相澤：では北川さん、お願いします。

北川：私は、村瀬先生とお会いしたのが2回ぐらいで、講演の前のわずかな時間に控室でお話したぐらいです。会場にはたくさん思い出がある方もいらっしゃると思いますが、私は村瀬先生との直接の接点が少なかった一人です。日本の臨床心理の中で非常に崇高な人で、お近づきになるには畏れ多いという印象を持っていました。私自身はたまたまアメリカで臨床心理を学んだので、村瀬先生がどんなお考えの方なのか触れる機会が少なかった

鼎 談

こともあり、今回この役を仰せつかって、いろいろな先生方に村瀬先生のお話を伺い、改めて先生のお人柄やお言葉に触れる機会をいただきました。本当にありがとうございます。

私と一緒にアメリカの大学院で臨床心理を学んだ人たちは、みんな開業したりして、その道を深めている人が多いんですが、私は心理職としてはお金も取らず、子どもたちに日常的に接しているだけで、専門職としての心理職としてどこかきちんとやっていないんじゃないか、という思いがいつもありました。そんな中で、今回、村瀬先生についていろいろな方からお話を聞き、本を読ませてもらう事を通して、先生が社会的養護の子どもたちの悲しみや大変さに心を寄せ、本来背負わなくてもいい苦しみを背負っている子どもたちの側に立って、ずっと発信して、子どもたちの側に立った心理職としての役割を果たしていた事を知り、すごい方だったんだな、と心を打たれました。開業した心理職だと面談など時間単位で費用をいただきます。それは専門職としての仕事の価値であり対価なのですが、専門職の務めを果たしつつ、子どもの傍らに立ち続けて、社会的養護の子どもたちの味方になって一生を捧げられたお姿には、原点を突きつけられた気がします。先生の姿勢に触れ、心が癒されましたし、いろいろな先生たちから村瀬先生のお話を伺ったときも心が震えて涙が出ました。

相澤 : ありがとうございます。先生は講演の中で、「相手が『分かる人』だったら子どもたちは話します」ということをおっしゃっていましたが、まさにそれを実践されているなと思います。少年院に行くとほぼ決まっていた子どものエピソードの中で、制服を直す、うどんを買ってきて食べる、ということ。村瀬先生は、はじめに理論を尺度として子どもに当てはめるのではなく、事実の現象を素直に見守る眼差しが大切だということを体現されています。「気づき、発見する、感動する、センスを働かせることが理想的である」と、先ほど、花田先生が紹介した小冊子に書いてあるわけですが、恐らく村瀬先生の言葉ではないかと私は思っています。その子のことを見て、洋服を直した。それが、この人は理解してくれる人だな、自分を大切にしてくれる人だな、

と、子どもの琴線に触れたんじゃないかと思います。

「うどんを食べたい」と素直に言ったとき、それにきちんと応じる。これは、もしかしたら職務上してはいけないことかもしれない。でも、この子にとっては一番今これが大切なんだ。それを選択できるのが、村瀬先生の素晴らしさです。村瀬先生が語っていましたが、人は自分の中でより良くありたいという面があると。まさにそれが出た場面じゃないかなと思って、この映像を見させていただきました。本当にいろいろなことを学ばせていただきました。

村瀬先生は、養育について語られ、執筆もされておりますけれども、お二人が大切にされているお言葉とかエピソードをご紹介いただいて、その背景なり理由なりを教えてくださいましたらありがたいと思います。花田さん、いかがでしょうか。



花田 : ありがとうございます。村瀬先生は、本を書かれるたびに送ってくださいました。いつも思うんですけど、子どもの語りの中に一貫して、まず大人の私たちのあり様が問われています。常々、私はそういうふうにして読ませていただきましたし、実際に村瀬先生の言葉に触れさせていただいてきました。例えば、今やっていることが子どもの実情に即しているのか？ 児童養護の現場は本当に大変で、子どもたちも本当に大変な思いをして頑張っていますが、常にその言葉を思い出します。それと、常に初心に帰る。初心に帰りながら、これは本当に即しているのか？ 自分たちがやっているのは正しいのだろうか？ と問うということ。この養育本の4冊目『多職種連携編』を作ったときに、私は編集委員長をしていました。私は委員長という立場上、成果を出さなきゃとか、そこに成果物を出すために連携ありきで、見た

鼎 談

目よくとか、人に伝わりやすくとか、どうしたら社会に伝えられるのかとか、いろいろな自分の目線が入ってしまっていたところ、編集委員会の中で、村瀬先生から本作りの方針についてご指摘を受けたことがありました。私たち、児童養護施設で長くやってきた者は、子どもたちの声を大切にしながら、どうやって支える人たちとながってきたかとか、その本質を描くべきじゃないか、ということをおっしゃっていただいて、大きく連携本の流れを変えたということもありました。

大人は経験年数が長くなり年齢を重ねると、どうしても自分のいろいろなものが入って、分かったような気になることが多々あると思いますが、そこを、いつも違うんだよ、と。初心に帰るという、本当に、いつもそこに気づかせていただいていたなと思っています。

相澤：ありがとうございます。北川さん、いかがでしょうか。

北川：村瀬先生のうどんのお話をお聞きして、私たちの日々の支援のことが心に浮かびました。私たちの子どもたちの中にも、朝学校行かないで、打ち合わせしているときに職員室にやって来る子もいます。そこに職員用のおにぎりがあるんです。そして、「おにぎり食べたい」と言います。学校に行けなくて、いろいろな家庭の事情もある子にうちの年配の職員が、「いいよ、いいよ。お金出してあげるよ」って、毎日その子の食べたいおにぎりを買ってあげている。今日の先生のお話を聞いて、そういうことが、子どもの「より良くありたい」という心を支えるのだと思いました。思いを受け取って、子どもが変わっていくところは、うどんのエピソードの中によく現れています。それは、心理職が面接室の中で子どもと面接するというのも大事ですが、もっと基本的なことです。村瀬先生は、プログラムとかマニュアルとか、私たちの世界にたくさん入ってくるけれども、それを学ぶことは悪いことじゃないけど、子どもの心にぴったり合っているのかどうか、逆にそれを学ぶことで子どもが見えなくなってくるのではないかと問いかけてくださっています。私の中に自戒を込めて、先生のメッセージを受け取りたい。すぐプログラムを学びたい、それがいい

いんじゃないかな、と走りがちなところは、不安からきていると思います。でも、それが子どもの思いとかけ離れてはいけないよ、ということを教えてくださっています。

そして、私たちの接している子が、愛情とか保護を受けられなかった深い悲しみを抱いているということのを忘れてはならないと思います。傷ついた子どもたちが、自分は愛情を受けるに値しないんじゃないかという思いを抱き、自信がない子どもが多いというのは、村瀬先生が深い示唆をくださっています。障害のある子もそうですけれども、生まれたことが素晴らしい存在なのに、そういうふうには受け止められない存在として社会に位置づけられたとき、村瀬先生は、そうじゃないんだと教えてくれます。みんな愛するに値する人間だ、ということを根底に、子どもと向き合って、時には覚悟を持って歩む姿を見せてくれます。私も目の前の子ども一人ひとりがどんな状況であっても、どんな困難を抱えても、行動化があったとしても、障害があっても、本当に愛するに値する人間なんだということ、を、忘れずに進まなくてはと思います。今回登壇するにあたって、いろいろな先生たちから村瀬先生のお話を聞いて、先ほどの講演録画も拝見し、まるで村瀬先生がここにいて教えてくださっているような感覚を覚えます。本当に素晴らしい先生だったと思いますし、その思いをこの世界で引き継いでいかないといけないと思いました。

相澤：ありがとうございます。村瀬先生が書かれた著作は、本当に多数あるわけですが、それでも、「生を無条件に受け止める」ということがあります。自分で選ぶことができない生を受け、それを受け止めるためには、人は誰からか無条件にあなたが生まれてきたことを本当にうれしく思う、あなたを大事に思う、理屈抜きにあなたの存在を大切に受け止めたいと思う、そのような人に出会ってはじめて、人は自分の生を受け止め他人の言葉や振る舞いを受け止めることができるのではないかと思います。と、著書でも述べられていますけれども、まさに存在そのものを尊重するという意味ですね。私はよくビーイングという言葉を使いますが、ビーイングを尊重するのがとても大事なんだと。これは子どもが何かをするとか

鼎 談

しないとか、できるとかできないといった子どもの行動やパフォーマンスに基づく条件付きの尊重ではなくて、子どもそのもののあり様、ビーイングを尊重することが必要であるということを、村瀬先生は語ってくださっているんじゃないかと思っています。

だいぶ時間が差し迫ってまいりました。お二人から、村瀬先生が重視した養育とはどんな養育だったのかについて、ご発言いただければと思います。花田さん、いかがでしょうか。

花田：村瀬先生はいろいろな視点や考えをお持ちで、その一端ではありますけれども、季刊「児童養護」の中で村瀬先生に書いていただいた言葉をご紹介しますと思います。

「一見平凡な、しかしつつがない生活の積み重ねを通して、子どもは人や世界への安心感を得るようになる。専門性が高度であることは、アカデミックな議論や技法を駆使できることと、ややもすれば思われがちな現代にあって、基本的で本質的に大切な気づきが必要である。生活という日常的な言葉から、大過なく、まあ暮らせばよい、と安易に流れるのではなく、何を目指して、どういう配慮や工夫をしながら、誰とどのように暮らすのか。この営みの質を、日々ささやかでも高めることを考えつつ営む生活が、社会的養護の専門性であろう。」

村瀬先生はたくさん素敵なお言葉を残されていて、バイブルにしているうちの職員もたくさんいますので、どうぞ皆さんも、どこかで目にいただければうれしいです。

相澤：ありがとうございます。では北川さん、いかがでしょうか。

北川：花田先生が「もう泣きそう、ハンカチが必要だ」といって、私も職員にハンカチを届けてもらいました。直接の面識がほとんどない先生なのに、先生の思いに触れて本当に涙が止まらないという心境です。先生が、今日講演録画の中でおっしゃった、「社会がよくなるというのは経済的成長だけじゃない、背負わなくてもいい重荷を背負った子どもたちがいるということをしっかり考えていくことです」というお言葉。これは、この FLEC

の役割でもあると思います。そういう子どもたちの存在を無かったことにして良い社会はできていかないと思いますし、そのためにここにいる人たちとこれから手をつないでいきたいと思いました。

そして先生は、私たちは学び続けなくちゃいけない、とおっしゃっていました。学び続けた成果を仕事の中に自然に活かすということと、知性と感性と社会性のバランスを持てるように自分を問うていきたいとおっしゃっていました。村瀬先生でさえも、こんなふうに学び続けて自分を問うていきたいとおっしゃっている。私なんか本当にまだまだで、年齢は重ねていますけれども、これからもいろいろな機会を通して学び続け、子どもたちからも学んで、そして大事なことを実践できるように、謙虚に歩んでいきたいなということを改めて思いました。ありがとうございました。



相澤：ありがとうございます。本日の鼎談では、村瀬嘉代子先生の養育論を振り返りながら、社会的養護における養育についてお二人の先生方にご議論いただきました。最後に、先生が書かれた文章を紹介して終わりにしたいと思います。この文章は、直接には児童養護施設の養育について記されていますが、里親、乳児院、児童相談所など、広く社会的養護の子どもたちの養育に関わる皆さんにも同じように噛みしめていただきたい内容となっておりますので、よろしくお願いします。

児童養護施設の養育とは、一見するとなんとなく衣食住を整えるだけの日々の営みが行われているように見えるかもしれません。しかし、ここに住む子どもたちは、家庭で暮らすことで家庭内での虐待や、その他諸々の生きがたい経験にさらされ、心身ともに傷つき、生きることへの心細さに怯えているはずである。子どもたちの抱え

鼎 談

ている課題はすぐには解決できなくても、今この子は何を求めているのか、その思いや内心の声に気づき、少しでも生きやすいように生活の質を向上できないのか子どもの可能性を見出そう。自分に向けられた真摯な眼差し。質素でも心のこもった食事。一人ひとりの子どもの好みに応じた、整えられた清潔な衣類。さらには大切に手入れされ、外から戻って、ほっと安堵する心地の良い住環境など。さりげなく心配りがなされた生活は、子どもの心に少なからず、そうだ、こここそ自分が安心して生きたい場所なんだ、とようやく心安んじて、自分で暮らすことができるという気持ちが芽生え、落ち着いた気持ちになれるのではないだろうか。その上で、新たな気づきや活力を復活させるような職員の言葉かけや振る舞いが、日々の生活の中には自然にある。これに子どもたちは憧れ、モデルにしたいと思うような、そんな言動に触れて、子どもが成長の糧にする。これらを自問しながら、どのような子どもに対しても人として真摯に遇する姿勢をもって営まれるのが、児童養護施設における養育であ

ろう。その上で生活を通して、治癒と成長を促すことが児童養護施設における養育の特質である。

先生が残されたメッセージをわれわれは受け継ぎながら、子どもたちが安心して成長できる養育ができるよう、私たち一人ひとりが現場で何をすべきかを考え続けていくことが大切ではないでしょうか。これで、この鼎談を終わりにしたいと思います。お二人に盛大な拍手をお願いします。ありがとうございました。



基礎セッション①
「子どもの意見を聴くとはどういうことかー特に乳幼児を中心にー」

基礎セッション①

「子どもの意見を聴くとはどういうことかー特に乳幼児を中心にー」



講師：

相澤 仁

(共同代表／山梨県立大学・大分大学 特任教授)

講師：

赤塚 睦子

(新松戸七丁目の家 代表、養育里親)



講師：

北川 聡子

(社会福祉法人麦の子会 理事長、
日本ファミリーホーム協議会 会長)



基礎セッション① 「子どもの意見を聴くとはどういうことか-特に乳幼児を中心に-」

※基礎セッション①の配布資料はありません。



基礎セッション②「What's 児家セン!？」

基礎セッション②

「What's 児家セン!？」



講師：

堀 浄信

(全国児童家庭支援センター協議会 事務局長、
社会福祉法人光明童園 理事長)

講師：

武田 麻里

(全国児童家庭支援センター協議会 事務局次長、
和歌山児童家庭支援センターきずな センター長)



講師：

津田 克己

(全国児童家庭支援センター協議会 研修部長、
神戸真生塾子ども家庭支援センター スーパーバイザー)

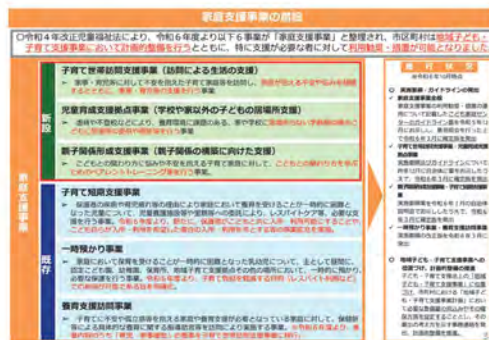


基礎セッション②「What's 児家セン!？」

第7回 FLECフォーラム 基礎セッション

What's 児家セン!？

全国児童家庭支援センター協議会 事務局長
社会福祉法人 光明学園 理事長 堀 浄信



本日の予定

- 14:00～ 導入／オリエンテーション
- 14:10～ 児童家庭支援センターの基本業務
- 14:30～ 児童家庭支援センターでの実践
- 14:50～ 質疑応答／まとめ
- 15:00 終了



アイス ブレイク



2人組ワーク「思ったこと／感じたこと／質問／これから」

オープン・クエスチョン／あいづち

- ①～という？
- ②どんな感じ？
- ③例えば？
- ④もう少し詳しく教えてください
- ⑤具体的にどんな感じ？
- ⑥どんなイメージ？
- ⑦エピソードを教えてください
- ⑧何でもいんですよ
- ⑨他には？

- ①うんうん
- ②なるほど、なるほど
- ③わかる、わかる
- ④そうなんだあ
- ⑤へえ
- ⑥だよねえ
- ⑦それで、それで
- ⑧そっかあ



2人組ワーク「最近しあわせを感じたことは？」

オープン・クエスチョン／あいづち

- ①～という？
- ②どんな感じ？
- ③例えば？
- ④もう少し詳しく教えてください
- ⑤具体的にどんな感じ？
- ⑥どんなイメージ？
- ⑦エピソードを教えてください
- ⑧何でもいんですよ
- ⑨他には？

- ①うんうん
- ②なるほど、なるほど
- ③わかる、わかる
- ④そうなんだあ
- ⑤へえ
- ⑥だよねえ
- ⑦それで、それで
- ⑧そっかあ



お互いに
拍手 と 握手



100回の「頑張れ」より、たった1回の

「よう頑張っとるね」

To Be Continued...「つづく」／始まり（始縁）

基礎セッション②「What's 児家セン!？」

児童家庭支援センターの基本業務 ～What's 児家セン～

全国児童家庭支援センター協議会事務局次長
和歌山児童家庭支援センターきずな センター長
武田 麻里

児童家庭支援センターの法制度上の位置づけ(定款)

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに應じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ技術的な助言その他必要な援助を行う他、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い（第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号）、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とするセンターである。

(児童福祉法第44条の2)

児童家庭支援センターの5つの業務と目的
(児童福祉法第44条の2 児家セン設置運営等より)

- ① 地域の児童福祉に関する様々な問題につき、児童に関する施設からの相談において専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う
 - ② 市町村の求めに応じて技術的助言、その他必要な援助を行う
 - ③ 児童相談所の委託により、保護を要する児童またはその保護者に対する指導を行う
- (児童福祉法第28条第1項第2号・第27条第1項第2号・第3号)
- ④ 望親及びファミリーホームからの相談に応じると必要な支援を行う
 - ⑤ 公民館、市町村、医師、教育、司法、施設、保健等、保健センター、公営職業安定所、車庫、地域等々との連絡調整等を総合的に行う

地域の児童、家庭の福祉向上を図ることが目的

児童家庭支援センターのこれまでの流れ

- ・平成9年の児童福祉法改正で制度化
児童に関する家庭その他の相談に応じ、児童相談所から委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行うセンターとして立ち上がった。(児相のプラント 児相の補完的専門機関)
全国6カ所で運営がスタートした。
- ・平成20年の児童福祉法改正では、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加わる。
ー 市町村のバックアップ機関
- ・単独設置も可能となる(附置要件の撤廃)。
- ・平成24年の運営要綱改正では、里親やファミリーホームの支援を行うことが明記される。

児童家庭支援センターの特徴

- ・行政ではない、民間の相談機関（R7年3月現在、全国188の法人）
運営費は、国と県から支出されており、民間へ委託している
行政機関等への相談はハードルが高いと思われている方には利用しやすい
- ・相談無料
- ・国家資格をもつ専門職が対応
社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等
- ・来所困難な方には訪問等、柔軟にアウトリーチできる
- ・各関係機関と連携しながら相談への対応ができる

児童家庭支援センター設備と職員配置

設備職員配置等 (児童家庭支援センター設置運営要綱より)

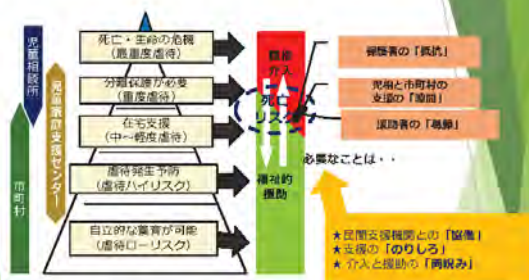
必要な設備	
①相談室・プレイルーム ②事務室 ③その他必要な設備	ただし、児童福祉施設等に附置している場合、児童センは施設の一部を共有することとは差し障りない
職員人員	
運営管理責任者を定めるとともに、相談・支援を担当する職員 2名、心理療法士を担当する職員 1名	児童福祉施設等に附置している場合、入所者等の直接処遇の業務は行わない

児童家庭支援センターの事業内容等(設置運営要綱より)

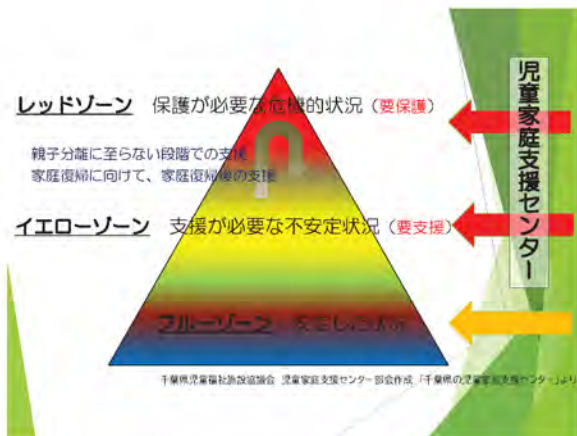
児童家庭支援センターは次の5つを基本業務とし

- ① **地域・家庭からの相談に応ずる事業**
地域の児童福祉に関する各般の問題につき、児童に関する課題から相談のうち、**専門的な知識及び技術が必要とするものに応じ、必要の助言を行う**
- ② **市町村の求めに応ずる事業**
市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う
(例)
- ・市区町村の発達相談への職員派遣
 - ・市町村が対応しているケース対応への技術的助言及び援助
 - ・要保護児童対策地域協議会に対するアドバイザー(SV)

● 虐待の重症度とその対応



基礎セッション②「What's 児家セン!？」



児童家庭支援センターの事業内容等 (設置運営要綱より)

③ 都道府県または児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う

③-1 指導の内容 (R6.8.28付こども家庭庁支局長通知より)

- (1) こどもや保護者を指導機関に通所させ、またはこどもや保護者の居宅等を訪問する等の方法による連絡調整及び相談支援
- (2) こどもや保護者に対する心理療法、カウンセリング等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、児童相談所長等が必要と認める指導等

児童家庭支援センターの業務内容等 (設置運営要綱より)

③-2 児童相談所運営方針 児童家庭支援センター指導より

・児童相談所長は、施設入所までは要しないが、要保護性がある児童を退所後間もないなど、継続的な指導措置が必要とされることとなる児童及びその家庭について、法第26条第1項第2号、第27条第1項第2号により指導が認められ、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるものについては児童家庭支援センター指導措置を積極的に行う。

・なお、本措置は、法第27条第1項第3号の措置により、児童福祉施設に入所したこどもの保護者に対し指導の措置が必要な場合にも行うこととする。

児童家庭支援センターの業務内容等
(指導促進事業実施要項より)

指導促進事業

〈目的〉 児が行うこととされている要保護児童又はその保護者に対する指導などの業務について、専門性を有した民間団体を積極的に活用することにより、児童虐待の発生予防の充実を図るとともに児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行う強化を図ることを目的とする

〈実施主体〉 都道府県 (指定都市および児相設置市を含む)

〈事業内容〉 児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号の規定に基づく指導に該当しない事例であって、児童家庭支援センターその他の指導を行う者として適切な水準の専門性を有する機関であると認められる者による指導が適当と考えられる以下の事例について、市町村が指導機関に要請して、指導を行うものとする

児童家庭支援センターの業務内容等
(指導促進事業実施要項より)

指導促進事業

〈事業内容(続き)〉 市町村の要保護児童対策地域協議会において、指導機関が主たる支援機関とされた事例(児童虐待又はその疑いがあるもので、月2回以上の訪問等による支援が必要とされた事例に限る)

〈留意事項〉 都道府県と市町村の両方が支援に関与している事例があると考えられるが、本事業においては市町村が指導機関に要請して指導を行うことを原則とすること

〈経費の補助〉 国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする

児童家庭支援センターの事業内容等 (設置運営要綱より)

④ 里親等への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う

⑤ 関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、児童自立支援援助事業所、ファミリーホーム、社会的養護自立支援拠点施設、妊産婦生活援助事業所、要対協、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談所、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

★児相側からみたメリット (和歌山県中央児相より)

行政ではない民間の相談機関

→保護者やこどもが相談しやすい

専門的な支援

→通所面接や訪問、関係機関へのアドバイス
→地域の相談支援機関として網やかな支援が可能
→児相職員の負担が軽減される

要対協のSVをしていることにより、市町村から依頼されている

→中立的な立場での支援が可能
→児相から市町村へ移行する際のフォロー

施設退所後のフォロー

→施設入所中から関わることで、家族再統合に向けた支援と一緒にできる

その他

→基本、担当が変わらない
→児相の若手職員や新着任職員のフォロー

児童家庭支援センターの共通基本機能

相談・助言機能

・電話、メール、SNS、来所・アウトリーチ型など様々な相談方法
・個別ケースの主訴の整理と正確なアセスメントが得意
・より高い専門性が求められることをどうとらえるか

福祉的支援機能

・地域において、ソーシャルワーク機能やコミュニケーション機能を果たすこと
・指導委託を受ける

心理的支援機能

・ソーシャルワーカーと心理相談員との連携は、児相スタッフの強み
・心理アセスメント、心理査定(検査)、心理療法の実施等が求められるが、福祉的支援機能を有効にするために実施されるべき

連絡調整機能

・上記3つの機能を円滑かつ有効に実施するために関連する機関との連携や連絡調整を果たすこと

上記の基本機能は、運営要綱に示された5つの事業の遂行に最低限必要である。そして、本業のどの児家センにおいても、同じ基準の支援を提供できることが求められる。

全国児家セン協議会研修部長 津田克之より

基礎セッション②「What's 児家セン!？」

児童家庭支援センターのソーシャルワーク

繋
つなぐ

関係機関との
連携システム

紡
つむぐ

パーソナルサポート
&アウトリーチ

創
つくる

事業や制度等、
社会資源の開発・創出

全国児家セン協議会研修部長 津田克己より

参考資料文献 参考意見

- 厚生省 「児童家庭支援センターの設置運営等について」
- こども家庭庁 「児童相談所運営指針」
- 和歌山県中央児童相談所 「虐待の重症度とその対応」
「児相側からみたメリット」
- 児童家庭支援センターガイドブック社会的養育ソーシャルワークの連携
橋本達昌・藤井美恵(編著) 日本評論社
- 地域こども家庭支援の新たなカタチ
児童家庭支援センターが、繋ぎ、紡ぎ、創る地域養育システム
小木曾宏・橋本達昌(編著) 生活書院

ご静聴ありがとうございました
次は、全児家セン津田研修部長です



基礎セッション②「What's 児家セン!？」

2025年3月15日(土)
第7回 FLECフォーラム
基礎セッション②「What's 児家セン!？」

児童家庭支援センターでの実践

全国児童家庭支援センター協議会 研修部長
神戸真生子ども家庭支援センター スーパーバイザー
津田 克己

【ケース経過③】

ある日、近頃からB児童相談所にこの家庭について、男性の怒鳴り声と子どもの泣き声が聞こえてきたと報告がある。児童相談所が家庭訪問し、両親に話を聞く。父より、長女が高いところによつたので危ないと思った。暴力を振るったわけではないのに何が悪いのかと。以前の長女の一時保護の話も出してきて、こどもの話だけ聞いて、自分の言い分は聞いてもらえないと主張。父とB児童相談所との関係が悪くなっていく。

そのような中で、児童家庭支援センターでは家庭訪問と通所を継続する。その中で、父から児童相談所への不満の語が出ることもあり、それを聞いて聞かしながら、担当ケースワーカーが受けていることの意向について伝えたり、こどもを構うことができるようにしないことやこどものかわり方について伝えたりした。父からも長女にどうかかわつたらいいか分からないという話が聞かれた。長女には、もしおとなから嫌なことを言われたり、叩かれたりした時は誰に話して助けを求めることができるかを伝えた。

通所の間に気づいたことがあれば、関係機関と共有し、役割分担の中で、学校に長女が登校した時の様子や話を伝えてもらう。A市こども家庭センターが訪問した際に両親に伝えている言葉をかけてもらうなどの対応を進めていった。父の負担を軽減するため、こどもに家庭以外での常態行動をしてもらうため、週末にジョー・システムを利用できるようにした。定期的に関係機関とケースカンファレンスを行い、目標の達成状況の評価や改善点、役割分担について話し合っていくようにしながら進めていった。

事例①

指導委託ケースの例

【家庭概要】
父(35歳)、母(25歳)、長女(7歳)、長男(4歳)
A市在住、生活保護世帯
父…無職、うつ病、精神障害者保健福祉手帳3級
母…無職、うつ病、精神障害者保健福祉手帳3級
長女…注意欠陥多動症
長男…療育手帳2級、保育所・児童発達支援事業所利用
父方祖母、母方祖母、その他親戚はいずれも県外在住、交通なし



事例①

地域でつながり家庭を支えるケースの例

【家庭概要】
母(40歳)、長女(17歳)、次女(14歳)、長男(10歳)、三女(8歳)
F市在住、ひとり親家庭
母…会社員(パート)、父とは3年前に離婚
次女…発達特性あり、グレーゾーンと言われている
三女…自閉スペクトラム症、特別支援学級在籍
母方祖母や母のさようだいとは交流なし



事例②

【ケース経過①】

現在小1の長女が保育園に通っていた時、尿に血があるのを保育園が発見し、本人と両親に確認するも受診機転不明ということが2回あり、要対応ケースとなる。父母ともにうつ病で精神障害者保健福祉手帳を所持していることから、訪問看護、訪問介護のサービスを利用できるようにした。また、こどもの発達にも気がかりなところが見られるため、発達検査と診断を受けた。長女は注意欠陥多動症、長男は知的障害の診断となった。長女・長男とも療育を受けるため、保育園と児童発達支援事業所を併用しながら利用することとなった。これらのサービスが利用できるようにしながら、A市後援保健福祉課の保健師が家庭訪問を行い、家庭の困りごとを聞きながら支援を進めていった。

長女が小学校に入った5月、小学校より長女の尿に血があるとA市こども家庭センターに報告がある。本人に確認したところ、父に叩かれたと話し、父に確認したところ、家で走り回っていたと話し、夜いびきがある。こども家庭センターより児童相談所に連絡し、一時保護となる。一時保護中に家族との面談および指導を行い、家庭復帰するタイミングで児童家庭支援センターCに長女の指導委託の打診がある。

関係機関でケースカンファレンスを行い、児童相談所を主担当とし、役割分担を行った。児童家庭支援センターは、月1回の通所と月2回の家庭訪問、夜間休日の家庭訪問・電話相談を中心としてかかわることとなった。

事例①

【ケース経過②】

母が妊娠して、児童家庭支援センターC主催の子育て講座(こどものほめ方)に参加した。講座が終わってから、母より子育て相談をしたいと希望があった。後日、通所での面談を行った。その中で、次女に診断されていないものの発達特性があり、登校にいく日数が週に1〜2回あること、思春期で対応が難しく悩んでいるという話が出た。まずは次女への対応について一緒に考えようということとなり、3週間に1回程度通所することとなった。3回ほど面談を行う中で、他のこどもや家庭の状況についても聞き取りを行い、家庭全体の課題も見えてきた。

母は仕事が多く、帰りが遅くなることもある。遅い時には20時〜21時頃に帰宅することもあるという話が出た。そのような時は、長女が夕食を作っていたり、家の片づけをしたり、発達障害のある三女の食事の準備を手伝っていたりすることがあると。また、次女が登校できない時に、長女が途中で次女を送ってくれることもあるという話も出た。

次女については、母自身のかかわり方を一緒に考える一方で、母から中学校に相談してもらい、学校経由でスクールソーシャルワーカーに相談した上で連携して対応することとなった。

長女については、現状が長くといわゆるヤングケアラーの状況になってしまうことが考えられることを母に伝え、了解を得てL市役所地域福祉課のヤングケアラー担当に相談することとした。また母に、こどもだけで長時間過ごすことはストレスにあたると伝え、勤務体制について会社にどのように相談するかについても話した。

事例②

【ケース経過③】

家庭引き取りの日に、児童相談所で本人、両親と面談を行い、児童家庭支援センターがかわる目的を伝える。当初、家族は家庭を崩壊されるという不信な様子であった。

数日後、家庭訪問を行った。家は、リビングに市販の敷きっぱなしで家族4人が生活している状態で、トイレの臭いが充満していた。また、物が多く、足の踏み場がないという状態であった。こども2人、両親ともに在宅で、こどもたちは一緒に遊ぶという様子であった。両親には現在の生活について聞きながら、両親が趣味で行っていた活動の話ができた。その後、家庭訪問を重ねる中で、両親それぞれの子育てや現在の困りごとを少しずつ話せるようになる。2ヵ月ほどすると、父、長女が走り回っていきまわらないで話しかけられるようになった。一方で、小学校からは、長女の靴が壊れていたが生活費が足りずに購入できていない、また、授業中から書きがなくて、筆跡の教習が行き届いていないという情報も入った。学校での長女の様子を聞きながら、こどもに学校を訪問した。

通所は3回に1回程度キャンセルになりながらも、母と長女とで来所し、母子並行で母とは面談、長女とはプレイセラピーを通して気持ちの表出ができるよう進めていった。長女は心算士と1対1で遊びながら話ができることを楽しみにするようになった。母からは、こどもたちに対してどうかかわればよいかわからない場面があること、また、父に対する不満やこどもの養育に対して、意見が食い違う場面についての話も出るようになった。B児童相談所やA市こども家庭センターとも共有し、母がいない時に家庭訪問を行う父の話も聞くこととなった。

事例①

【ケース経過④】

L市地域福祉課で、長女の話と一緒に聞く機会を持った。ヤングケアラーの話をすると、母が忙しい時は自分がしないといけないと思っていたが、正直なところテストの前などは勉強をする時間が減ってしまったり、次女を送って自身が学校に遅刻することもあったりして、しんどいと感じることもあるとのことだった。母とも相談し、長女の負担を減らすためヤングケアラー配慮支援事業を週1回利用することとなった。またこの事業は3ヵ月間であるため、その後は地域のこども食堂の利用と児童家庭支援センターが行っているこども宅食の利用をすることとなった。

次女への対応として、学校と連携し、スクールカウンセラーが2週間1回話を聞くこととなった。その中で、最近勉強が分からなくなってきたり、それが原因で登校する日の少ない日があるとのことだった。また、登校できないと友人からいろいろ言われるのもしんどいとのことだった。個別の学習指導が必要であると考えられ、塾に行くには経済的に難しい状態でもあったため、地域で学習支援のできる場所をスクールソーシャルワーカーと協力して複数探した。そして、次女と一緒に見学に行き、行きたいところを選んでもらえるようにした。すぐに成績が上がることはなかったが、学校に帰ってきている人がいるということでも安心でき、登校できない日は月1回程度に減った。

母の面談も続ける中で、次女との関係が少しずつ改善している実感が持てているという話も出てくる。

事例②